

宇多津町告示第 131 号

地籍調査による筆界案の作成について

宇多津町字岩屋の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規定準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 14 日

宇多津町長

谷川 俊博



1 筆界案を作成した土地の所在及び地番

宇多津町字岩屋3283番6

2 筆界案を確認することができる場所

宇多津町1881番地

宇多津町地域整備課

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの代理人

4 筆界案の作成者

宇多津町

5 意見の申出

筆界案を確認できる者は、宇多津町に対して下記期間内に意見を申し出ることができる。

なお、当該期間を経過しても意見の申し出がないときは、準則第30条第5項の規定により筆界の調査を行う。

意見申出期間

令和7年11月14日 から 令和7年12月4日

（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで